

## 封建制論の変容

今 谷 明

封建制は昨今の史学界の重要な問題ではない。では何故、本稿で」とさら取上げるのかというと、『網野善彦著作集』『石井進著作集』（岩波書店）が相次ぎ完結し、中世史大家の諸業績を一望できるようになつたこと、また中世史研究はつまるところ封建制をどう理解するかに尽きると思われるからである。ところで筆者は近年、明治以降の封建制論に興味を抱いており、本誌の編集子から寄稿を求められたのを奇貨として、日本に於る封建制論の変容を学説史として辿つてみたいと思う。アノクロニズム時代錯誤的問題意識とは重々承知の上で、近年考へている拙論を展開するのである。

「封建制」とは周知のように多義性のある用語で、先學もしばしば注意を促し、警告してきたが、本稿ではとくに断らぬ限り、英語の Feudalism の訳語ないし Feudalism に近い意味の用語として使う。

慈円の『愚管抄』や親房の『神皇正統記』では、中世社会を指して「封建」の世とは表現していない。「武者の世」「武士の世」がこの両史家の認識であり記述であった。白石の『読史余論』も同様で、「天下の大勢九変して武家の世となり」とある如く、中近世を通じて「武家の世」とあらわしている。ところが白石に統いて

出た徂徠ら儒家が同時代（江戸）を封建と称した例があり、続いて蒲生君平らの国学者が、大化前代を封建と呼ぶ例<sup>(3)</sup>が出ている。しかし日本の中世を封建と称したのは

賴山陽の『日本外史』が初めてである。山陽は賴朝による開幕を、

封建の成勢、我邦に於けるや、其来るや遠し。（中略）源氏起つに至り、国司に守護を置き、莊園に地頭を置く、（中略）而て封建の勢始まる。

と記し、尊氏の開幕は、

足利氏、子弟旧臣を封建す

と認識している。しかし以上の「封建」の用語は、先秦周代の王の一族分封の謂からきた“中國風封建觀”に基づくものであり、Feudalism の訳語としての「封建」ではなかった。

さて、「封建時代の、封建制度の」の意味で英語の Feudalism が使用されたのは一六六五年のことであるといふ。<sup>(4)</sup>したがって一六世紀以降来日した宣教師、ザビエルや蘭館医のケンペエル等は、日本の戦国～近世初頭の社会を実地に見ても、それを Feudalism の社会であるとは認識しなかった。ヨーロッパ人で、初めて江戸の社会を Feudalism と認識したのは、有名な蘭館医のフオン・<sup>(5)</sup>シーボルトであったという。彼が帰国後、大著『日本本』

の刊行を始めた一八三二年以降のことである。

## （二）明治前期

賴山陽の儒教的封建觀は、明治初年の田口鼎軒（卯吉）による『日本開化小史』に継承された。しかし西欧の学問も大量に急速に日本に流入し、Feudalism の概念も当然輸入された。明治八年（一八七五）に著された福沢諭吉の『文明論之概略』では、Feudalism を次のように説明している。

野蛮暗黒の時代漸く終りて、周流横行の人民もその居を定め、ここに於てか、封建割拠の勢に移りたり。この勢は九百年代に始り、千五六百年の間に至て滅滅したるものなり。この時代をフヒュードル・システムの世と称す。封建の時代は（中略）君主はただ虚位を擁するのみ。国内の武人諸方に割拠して一部落を成し（中略）独立の体制を備えて憚る所なく、武力を以て互に攻伐するのみ。

これによれば、西欧の Feudalism を「封建」と訳出したのは諭吉が最初とみられる。しかし福沢の訳語は直ちに定着した訳ではなく、法律家達は別の訳語を使っていた。石井紫郎氏はこれについて、

もつとも、幕末・維新期から Feudalism 及 Lehnswesen を封建と訳すことが定着したわけではなく、

津田真道の『泰西国法論』（オランダの憲法学者 フィセリングの講義の和訳。一八六八）は、「籍土の制」と訳しており、加藤弘之抄訳・ブルンチエリ

『国法汎論』（一八七六）もこれを踏襲している。ただ加藤は訳注で「稍封建ニ類スル制」としており、

この辺が西洋的概念と漢語の封建との結びつきの嚆矢とみられる。いずれにせよ同じ『国法汎論』でも一八八八年の平田東助訳では封建制となっている。と指摘している。法制家の間では「籍土の制」なる訳語が優勢であったが、福沢文明論の普及や言論人の間での「封建」の語の多用から、明治中期以降は Feudalism は専ら封建制と訳されるようになった。

福沢諭吉は、「門閥制度は親の敵でござる」<sup>(8)</sup>といつて

封建制を罵った。藤田鳴鶴の「文明東漸史」でも、歐州諸邦、皆封建ノ為メニ開進ノ路ヲ遮断セラレタリキ。誠ニ封建制度ノ下ニ存セル事物ヲ觀察セヨ。

悉ク是レ人智ノ發達ヲ妨害スル者ニアラザルハナシ。と述べていて、当時の論壇では封建制は旧弊古陋の典型で、排撃唾棄の対象であった。ところがアカデミズムに於ては、日本にかつて封建制が存在したことは否定され

ていた。一八九一年に重野安繹は「日本に封建の制なし」<sup>(10)</sup>を発表し、

室町・足利の時分には、諸侯と書いたものは先づ無い。（中略）。封建の制なき日本で用ふる字で無い。

とし、さらに、

徳川氏時代は、余程支那の封建の制に近くなつて來

たけれども

として、儒教的封建ですら日本にはなかつたと封建の存在を頑強に否定した。論壇で諭吉らがどう言おうが、歴史学界としては「日本は封建のない国」が建て前で、武家時代ニ封建という山陽の考え方は、一旦否定されたのであった。ただ、日本に来訪した外国人では、日本の中世を Feudalism の国とする者があつた。先述のシーボルトもその一人であるが、一八七〇・七四年に在日したアメリカ人のグリフィスは、

此の国民は（中略）、純粹の君主（天皇）政治、封建（中世）制度、無政府（戦国）状態、近代（近世）の集権的帝國の初段階を経過した

と、天皇親政の次に日本の封建の段階に入つたとしている。また有名なカール・マルクスも『資本論』卷一に於て「日本はその土地所有の純封建的な体制と発達した小農經營」と記し、西欧中世との相似を強調していた。

### (三) 明治中後期

封建の存在を否定していた学界が、「日本にも封建制があつた」と約変するのは、日清戦役後、一九〇〇年代の頃である。ドイツに留学していた福田徳三は、師ルーヨ・ブレンターノの勧めで *Die gesellschaftliche und wirtschaftliche Entwicklung in Japan* (『日本経済史論』) をドイツ語で著したが、その時代区分は、

原始時代（最古）六四四年

帝權拡張時代（六四五～九三〇年）

封建時代（九三一～一六〇一年）

専制的警察国家の時代（一六〇三～一六八七年）

となつており、封建制を鎌倉の開幕などとしたりせず、武士団の勃興をつげる承平天慶の乱以降とした。卓見である。また江戸時代を専制警察すなわち絶対王政の時代とした点もユニークであった。福田の封建觀のポイントは、

日本の封建制度は二個の基礎を有す。物的基礎及び人間的基礎なり。物的基礎とは莊園変じて知行と成るを云ひ、人的基礎とは家人及び郎等変じて侍と成るを云ふ。<sup>〔12〕</sup>

とした点で、封建制を人的主従制と物的莊園制の二元的構造として把えた。上横手雅敬氏によれば「ヨーロッパ史学の影響は歴然としている」とい、中國的・儒教的封建觀の影響はうすい。

次に日本の封建制を指摘したのは三浦周行である。ただし、三浦は一九〇三年の段階では、「大化前代は封建制」<sup>〔13〕</sup>と中国風封建觀に拠っていたのが、二年後に発表された「武家制度の發達」<sup>〔14〕</sup>では、

欧洲の中世に於ける封建制度は實に領主の私領即ち食邑<sup>〔カライス〕</sup>の借地より領主と旗下の士との間に生ぜる從属關係に基づきしなり。我国に於ける封建制度の成立は未だ必ずしもこれと其揆を一にするものにあらず。

と雖も、又大に類似の点を発見せざるにあらず。と記し、西歐風封建觀に宗旨替えた。このような三浦の変説の背景に、日露戰役の影響があると思われるが、三浦は福田のドイツ語の著書は見てゐる筈はないから、福田とは独自に偶然にかかる説を出したと思われる。要するに日清役といい日露役といい、日本の國力伸張が目に見えてくるに従い、日本の学者は日本にも封建制があつたと言い出したのである。

三浦「武家制度の發達」の翌一九〇六年、中田薰は「コムメンダチオと名簿奉呈の式」<sup>〔15〕</sup>を發表して、中世歐

州の託身・臣従の儀礼を詳細に検討し、これを日本の平安朝期の入門臣従儀礼と比較し、次のように結論する。

歐州の封建制度が、土地恩給制と家人制の、結合に依て成立したるが如く、我日本の封建制も亦、不思議にも其源を、此両種の制度に発したるものなり。

即ち我封建制は、庄園を中心として発達したる土地恩給制が、武士階級の間に特殊の發育を見たる、家人制と結合したることに起因し、其結合の始期は遠く、これを平安朝の中葉に求め得べきなり。

このように、莊園制と家人制が結合して封建制が成立したとは、中田のあくまで仮説であつたが、上横手氏が指摘されるように「自信に満ちた堂々たる文章」である。日清・日露両役の結果、日欧の差が意外に小さいのではないかというムードが背景にある。「日本にも封建の制あり」と言い切った福田・三浦・中田の三巨匠のうち、早くも福田は、一九〇三年に封建制の価値を評価し、朝鮮の遅れた経済と日本とを比較して次のようにいふ。

今この根本の原因を求め（中略）これを「封建制度の存在せざること」に得たり。韓国は（中略）未だ「國」をなさず（中略）而して又た「國民經濟」を有せず。

このように福田は民族による「封建制の体験」を史上重

視し、暗に封建制を経過した日本の優位を見てゐる。同じ頃、政治家の大隈重信も「四十年前まで封建を継続し、俄に勃然として興起したる日本歴史<sup>17</sup>」と、封建制を民族の競争心を促すものとして評価していた。

#### (四) 島崎藤村の封建制論

文豪の藤村島崎春樹は、大正二年（一九一三）頃、姪との不倫に苦しみ、龍土会の中沢臨川らの勧めもあってフランスに脱出した。<sup>18</sup> 藤村はパリに長期滞在する予定であつたが、第一次世界大戦の勃発等もあって、一九一六年六月に帰国した。往路は紅海—地中海経由、復路は喜望峰経由を辿つたが、香港、シンガポール以下、多くの英植民地港と英國の植民地政策の実態を見聞して衝撃を受け、何故日本の長崎や神戸が植民地化を免れたかを考え、日本の近代化に思いを巡らせた。その結果、藤村は日本の「封建制」に思い当つた。帰国後の隨筆の中で、彼は次のように述懐する。

A. 僕は斯様な風にも考へる。印度や土耳其あたりには古代と近代としかない、と言つた人の説には全く賛成だ。幸いにも僕らの国には中世があつた。封建時代があつた。長崎が新嘉堡にならなかつたばかり

じゃない。僕らの国が今日あるのは封建制の賜物じやないかと思うよ。見給え、日本の兵隊が強いなんて言つても、皆な封建時代から伝わつて來たものの近代化だ。<sup>(20)</sup>

B. 幸いにしてわが長崎は新嘉堡たることを免れたのだ。それを私は天佑の保全とのみ考えたくない。歴史的の運命の力にのみ帰したくない。その理由を辿つて見ると種々なことがあるけれども、私はその主なものとしてわが国が封建制度の下にあつたことを考えて見たい。實際わが国の今日あるは封建制度の賜物であるとも言いたい。(中略) 吾儕の国が印度でもなく支那でもないのは、彼様いう時代を所有したからではないか。今日の日本文明とは、要するにわが国の封建制度が遺して置いて行つてくれたもののが近代化ではないか。<sup>(21)</sup>

このように、Aでは近代軍隊の強さから封建制の組織力を強調し、Bでは江戸時代と明治日本との連続性を重視するが、ともに封建制の遺産としての近代を指摘する。B文中の中略の部分には、

破壊に繼ぐに破壊を以てした過去五十年の間にすら、活ける「過去」はなお吾儕の内に働きつつあつたのではないか。

との文言が入る。江戸封建制の体験があつたからこそ、明治の近代化が可能であつたと藤村は述べる。諭吉ら明治の史家論客にない新たな視点に藤村は立つていた。<sup>(22)</sup>

一九二〇年代にはいると、西欧学界では Feudalism Lehnswesen の厳密な概念規定が行われた。ハインリッヒ・ブルンナーは一九二八年に *Deutsche Rechtsgeschichte* (ドイツ法制史) を著して法制史上の封建制を定義した。牧健一の要約によれば、

欧洲封建制度は、独逸に於ては之が研究の権威者であるブルンナーによれば、起源を異にし、概念的に異なる主従関係と恩給制度との二個の制度の結合によつて成立した。主従関係の層と土地給与の結合が其基礎であつた。<sup>(23)</sup>

とある。英國の学者メートランドは、英語の Feudalism の本義について、

feudum (封土) より起れる feudalism なる名称は、Tenure (借地) を偏重したる名称なるにより実は不適当にして、寧ろ封祿主従制度と称するのが、一層適切なり。<sup>(24)</sup>

と疑問を呈した。ブルンナーにやや遅れ、一九二九年にオットー・ビンツェが『封建制の本質と拡大』を発表し、封建制の三つの特徴を、

(a) 主君との忠誠によって結ばれた職業戦士層の分化に基づく軍事的機能

(b) 権力の分散に基づく政治的機能

(c) 領主・農民関係に基づく社会・経済的機能

とし、右の三要素のどれ一つを欠いても封建制とは言えぬと規定した。次で封建制発生の史的条件として、

あらゆる民族が経験する、氏族から国家への正常な発展が、たまたま近隣に崩壊せんとする世界帝国が存在していたが為に、歪められ、未発達な文明の手段によって広大な地域を支配しなければならなくなったときに生ずる人的支配の紐帶としての封建制というグローバルな視点を打出した。ヒンツエは日本の封建制を「西欧と驚くべき類似性を示す」としたが、阿部謹也によればヒンツエの日本論は福田徳三の説に依拠しきて問題だとしている。

一九二七〇三年の昭和戦前期に、労農派と講座派の経済学者の間で所謂日本資本主義論争（一名封建論争）が行なわれたのは周知だが、これは独立した文献も多いことであり、本稿では省略する。要するに講座派が天皇制や地主制など旧社会的要素を強調したのに対し労農派は近代的、ブルジョア的性格を強調した。この他に政治とは距離を置いた本庄栄治郎・牧健一らの研究があり、在

米の朝河貫一は日欧の莊園 Manors を比較し、日本の莊園は Manor に当らずとした。

一九三八年、上原専禄は日本の諸学者が用いる「封建制」の語が混乱しているとして苦言、警告を発した。<sup>(25)</sup> 上原はまずマルキシズムの封建論について、

半封建制に関する緒論は（中略）その考え方の全体が唯物史観的発展段階説によつて制約せられており（中略）半封建という苦しい観念に到達したもの

と批判し、次で日本学者の封建の語に三種の概念が「混雜」しているとした。一は儒学的支那学的封建概念、一は西欧法制史上のレーエン的法制史的概念、一は発展段階説に基づく Feudalism 概念で、この第三概念の背景には、ドイツ歴史学派とマルキシズム経済学があるという。

## （五）敗戦後の封建制批判

一九四五年の敗戦は、前近代の封建制が充分に克服されていなかつた所以であるとして澎湃とした封建制バッシングが起つた。例えば農地改革の不十分さを批判した

労農派の大内兵衛は、

自作農の創定政策は封建諸侯の政策の主軸であつて、それ自体封建的または前資本主義的政策である。<sup>(26)</sup>

といった調子で、旧講座派以上に極端なことを述べてお  
り、非論理的である。西洋経済史の大塚久雄は、

いまや、崩壊の過程にある、わが国アンシャン・レ  
ジームの社会経済的構成が封建的絶対主義と特徴づ  
けられるべきもの（中略）わが国の封建的絶対主義  
が構造的には恐しく頑強であり<sup>28)</sup>

と、「封建的絶対主義」なる用語を多用したけれども、  
その概念の厳密な規定は行なわれていない。川島武宜の

封建論も大塚と似ている。川島は、日本封建制<sup>29)</sup>絶対制  
とした上で、封建制とは云い条、日本のそれは「アジア  
的奴隸制」を多分に残した遅れた特殊な封建制であると  
した。大塚といい川島といい、歴史的な概念の混用がみ  
られ、今からみれば粗雑な立論とのそしりを免れない。  
とくに大塚の封建制理解は、後年永原慶二から、

大塚の場合は、八・一五までを絶対主義段階と規定  
する所論に端的に示されるように、近代を余りに純  
粹型としてのみ追求する点でも問題（中略）基準型  
に合致しない部分は「後進性」もしくは「歪曲」と  
して処理せざるをえないことになる。

と批判されざるを得ない面があつた。

さて戦前すでに封建制概念の多様性、混濁性について  
警告を発していた上原専禄は、敗戦後の風潮として封建

制が「狭い学界を超えた広い国民層における一般的関心  
事になってきた」と総括した上で、

多くの国民にとつては、民主化の意味や内容が明ら  
かでないと同様、それによって克服せらるべきも  
のとせられた封建的なるもののそれも明らかではな  
い。国民は（中略）むしろ学界にたいして（中略）  
「封建制度とは何か」を知的に問おうとするよう  
見える。<sup>30)</sup>

と述べ、戦前以来の自分の警告が、なかなか学界に理解  
されぬいらだちと、国民の戸惑い、疑念を指摘している。

ここに於て学界も本格的に「封建制とは何か」を国民に  
応答せねばならなくなつた訳であるが、上原の提言にや  
や先立つ一九四九年八月、伝統ある岩波書店の雑誌『思  
想』誌が「特輯・封建制とは何か」を試みた。解答者と  
して、石母田正以下の歴史家が動員されたが、掲載論文  
を通覧した限りでは、必ずしも「現実の封建制」を論じ  
立てた論文は見当らぬ。上原の提言に正面から答えよう  
としたのは、若き日の網野善彦でその題名もズバリ「封  
建制とはなにか」であった。網野は戦前の上原の警告を  
踏まえた上で、現在なお農村に生き続ける「封建制」を  
熱っぽく語り、

農村で再び復活させられている寄生的な地主制度は

勿論のことであるが、村の中の様々な習慣や伝統から（中略）無数の問題は発見出来ると思う。

と実践的課題としての封建制を強調する。しかしこのテーマは大卒直後の網野に荷が力不足過ぎたのか上滑りの氣味もあり、後年網野自身により全否定されている。ともかく昭和二〇年代の労働界・革命運動の熱が鎮静化してやつと、封建制の学問的論議が可能になつたようで、一九五五年に出た『日本封建制社会研究史』では、その序章で、

今日においては「一切の古く悪しきものの形容詞」として、「封建制」なる用語を無限定に用いるということもあり（中略）従つて我々は封建制の意味をかくあらべしと規定する方向からではなく、研究史を顧みることの中にその用語がいかなるものとして使用されてきたかと問題を立て、学説整理の重要性を説いた。

#### （六）梅棹忠夫とウイットフォーゲル

一九五七年は封建制論に関し、東西で画期的な提言が行なわれた。一つはウィットフォーゲルの *Oriental Des.<sup>(34)</sup>* position の出版であり、一つは梅棹忠夫氏の「文明の生

態史観序説<sup>(35)</sup>」の発表である。ウィットフォーゲルは一九三〇年代以来中国経済史を研究し、華北～華南の農村調査も行って西欧と中国の優れた都市史の比較を行つたが、その著作では日本と西欧の封建制について、

ギリシャ、ローマ古代社会は、その起源的な形態が何であれ、最終的に東洋化された。ヨーロッパ、日本農業社会はそうではなかつた。事実、後者の二つの地域は特別な封建関係を発展させ、農業レヴェルにおいても、その多数中心的性格とその成長能力の両面で類のないものだつた。この封建的秩序こそ、絶対主義の跛行的な、多数中心型を、そして最後には、多数中心型で、私有財産に基礎をおいた工業社会をもたらしたのである。

と、封建制が多中心型で私有財産制の源流をなす社会システムだと規定した。一方梅棹忠夫氏は、中国、ミクロネシア、中央アジアでのフィールド体験と生態学的変遷の概念を用いて、

日本文明とヨーロッパ文明とはきわめて同質的なものといえる。歴史的にみても中世以来、軍事封建制を経験し、革命をへて近代社会になつたという点でも、日本とヨーロッパ諸国とは、はなはだよく似ている。

と、大略ウイットフォーゲルと同趣旨の、日欧併行現象説を提唱した。同時にそれは、島崎藤村の封建制論をも想起させる観角に立つものであった。

### (七) その後の封建制論

梅棹氏の生態史觀は歴史学界から反発と黙殺に逢ったが、一九六六年には堀米傭三の「封建制再評価への試論——近代化論の再検討」が出た。この論文の前半は駐日米大使であつたライシャワーの近代化論の擁護で占められ、後半は日欧の封建比較を試みる。ライシャワーの封論はウイットフォーゲルを下敷きとしており、堀米論文は実はウイットフォーゲルの擁護の面があつた。それほどもかく、堀米は封建制の発生について、

封建制度は、その起源にあつては、先行（古代）社会の混乱の中から、人々の不安を除き、秩序を維持するため、自然発的に、その限りでは、選択の余地なく生れた制度であつた。

封建制度は、その起源にあつては、先行（古代）社会の混乱の中から、人々の不安を除き、秩序を維持するため、自然発的に、その限りでは、選択の余地なく生れた制度であつた。

封建制度はそれに先立つ何かある国家的統一なしに

は國制たり得ないことを示すとともに、封建政治じたいがこの先行的統一に寄生せざるをえない半面のることを明らかにする。

と、日本の天皇制存続もこの封建制の本質から必然的に導き出される事象であるとする。福田徳三や島崎藤村以来、封建制再評価の説はくり返し出されたが、堀米傭三の論文がその中では最も論理的でまとまっている。

その後、七〇年代に入つて、日本の学界では「封建制」の用語の使用はにわかに慎重になり、網野善彦も自らの論文を否定した。西欧の学界も同様で、Feudalismの用語のもつイデオロギー性が嫌われ、封建制論は東西の学界で下火となつた。近年、保立道久氏は『歴史学をみつめ直す——封建制概念の放棄』<sup>(4)</sup>を発表し、

平安時代から室町時代まで続いた莊園制的社会構造は、その都市的・国家的な性格からみて「封建制」と規定することはできない。

と断定されている。明治の重野安繹の論調に戻つた錯覚を感じるが、都市的・国家的性格は西欧中世にも顕著であつて、しかく簡単に日本に封建制なしとは言い切れまい。一方で、

戦後の日本における歴史学は、「封建」というまじない文句に振廻されてきたとも言えるのではなかろ

うか。<sup>(4)</sup>

という辛らつな声もあつたことを付記しておこう。

みられる。

(10) 前注(3)参照。

(11) ただし、この点は後年牧健二によつて「最も独逸史的臭氣をおびた部分」と非難された。

(12) 坂西由藏訳『日本經濟史論』。

(13) 上横手前掲論文による要約、三浦筆「公家制度の発達」(同著『統法制史の研究』)。

(14) 三浦著『統法制史の研究』。

(15) 中田著『法制史論集II』一九〇六年。

(16) 福田「経済単位発展史上韓國ノ地位」『内外論叢』一卷・五号、三卷六号、四卷一号、一九〇三年一月

～〇五年一月、武藤秀太郎「福田徳三における社会政策論とアジア」(『日本思想史学』36号、一九〇〇四年)。

(17) 大隈著『開国五十年史』一九〇五年。

(18) 大隈の封建制に関する言説を分析された曾田三郎氏

は、「衰退するアジアのなかで、日本の今を可能にした歴史的淵源として大隈が発見した制度こそが『封建』であった」と、大隈による封建制再評価を強調されて

いる(同氏「清末の立憲改革と大隈重信の『封建』論」)。

(7) 北村透谷や藤田鳴鶴『文明東漸史』(筑摩『明治史論集(1)』)等参照。

(8) 福沢著『福翁自伝』一八九九年刊。

(9) 福沢は同じ文脈中で「封建の門閥制度」等と称して

いるから、この門閥制度とは封建制と同義語であると

いふ。藤村の日本脱出は、のち彼の告白小説『新生』の題

著『日本文壇史22～24』講談社文芸文庫、等を参照。

(20) 藤村「エトランゼ工」との対話(十川信介編『藤

村文明論集』岩波文庫、一九八八年刊)。

(21) 藤村「故国に帰りて」(前掲『藤村文明論集』所収)。

(22) 藤村の以上の如き考え方、認識の背景については拙稿『島崎藤村の封建制論』(横浜市立大学論叢人文系56－1)を参照。

(23) 牧健二著『日本封建制度成立史』清水弘文堂書房、一九三五年。

(24) 牧前掲『日本封建制度成立史』。

(25) 以上のヒンツェの引用は、阿部謹也訳『封建制の本質と拡大』未来社、一九六六年刊、による。

(26) 上原前掲「封建制度研究に於ける一傾向」。

(27) 大内「日本社会党と農地改革」(中央公論)一九四六年三月号)。

(28) 大塚「生産力における東洋と西洋」(中央公論)一九四六年三月号)。

(29) 川島「日本社会の家族的構成」(中央公論)一九四六年六月号)。

(30) 永原「戦後日本史学の展開と諸潮流」(新版岩波講座『日本歴史』別巻一、一九七七年)。

(31) 上原「封建制度概念の多様性」(思想)一九五〇年一月号)。

(32) 河出書房『日本歴史講座』中世篇(一)、一九五一年。

(33) 木村穏編。

(34) エール大学出版局刊。

(35) 『中央公論』同年二月号。

(36) 拙稿「王権都市論の系譜」(拙編『王権と都市』思文閣出版、一〇〇八年)。

(37) 湯浅赳男氏邦訳書『東洋的專制主義』五一四頁。

(38) 『展望』八七号。

(39) ライシヤワー著『日本近代の新しい見方』講談社現代新書。

(40) 校倉書房、一〇〇四年。

(41) 大谷瑞郎著『歴史の論理——「封建」から近代へ』刀水書房、一九八九年。